

# 沿革1

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 第1章 | 第二十九国立銀行の設立             |
|     | 明治11年～昭和16年(1878 ～1941) |
| 第2章 | 伊豫合同銀行の創立               |
|     | 昭和16年～昭和26年(1941 ～1951) |
| 第3章 | 伊豫銀行の躍進                 |
|     | 昭和26年～昭和58年(1951 ～1983) |
| 第4章 | 新生! 伊予銀行                |
|     | 昭和58年～平成2年(1983 ～1990)  |

## 凡 例

1. 本書の内容は、当行の創業前史を含め、当行の前身である第二十九国立銀行の開業から創業140周年を迎える平成30年3月までの歴史を記述したが、一部、直近の出来事まで加えた。
2. 本文を沿革1と沿革2に大きく分けた。沿革1は平成4年6月に刊行した『伊予銀行五十年史』を縮約し、沿革2はそれ以降の時代を歴代頭取の就任期間に合わせて章分けし新たに記述した。
3. 用字・用語については、常用漢字、現代仮名遣いを基本としたが、明治期の文書等引用文において原文のままとしたものもある。
4. 年代表記は元号で表し、段落の初出のみ（ ）で西暦を示した。
5. 登場する企業・団体・個人・地名の名称及び肩書は、当時のものとし、必要に応じて現在の名称等を（ ）で付記した。
6. 登場する人物については、歴史的記述の通例に従い、原則として敬称を略した。
7. 本文や引用文中の「当行」は、伊豫合同銀行または伊豫銀行もしくは伊予銀行を指し、「県内」「県下」「本県」等とある場合は愛媛県を指している。
8. 資料編のデータについて、営業店に関わる歴史については明治11年の創業以降、組織・機構等に関わる歴史は伊豫合同銀行が設立した昭和16年以降の変遷を記載した。ただし、財務諸表については、直近の10年間を記載した。年表については前史を含む明治初期から現在までの150年間の出来事を記載した。

# 第1章 第二十九国立銀行の設立

明治11年～昭和16年（1878～1941）

## 1 銀行業のスタート

### 為替会社の設立

明治維新によって、封建社会下の掛屋・札差・両替商などの機能は停止状態となり、近代的金融制度の導入が図られることになった。

明治元年（1868）4月、政府は殖産資金の供給を目的として、太政官札の発行を布告した。この太政官札は、各藩の万石に1万両の割合で、あるいは農商工など殖産の業にある者に取扱産物高に応じて貸し付けられた。

明治元年（1868）5月、政府は太政官札の貸付を円滑にするため、商法司のもとに商法会議所を設置した。翌2年2月、商法司の後身である通商司は、その下に通商会社と為替会社を設けて、通商会社に商人を連合して外国貿易に当たらせ、為替会社はその資金供給機関とした。

為替会社は、東京・横浜・新潟・京都・大津・大阪・神戸・敦賀の8カ所に設けられた。設立者の多くは、三井・小野・島田などのような旧幕府時代に御用為替方を務めた富商であった。

為替会社は、銀行の性質を備えていた。営業科目としては、預金・貸付・為替・紙幣発行等であったが、資金源として預金は少なく、政府の貸下金や発行紙幣、株主の身元金によった。また、両替や洋銀・古金銀売買などの業務も行ったが、こうした点では旧時代の殻を身につけていたというこ

とができよう。

政府の手厚い保護を受けたにもかかわらず、概して為替会社の業績は振るわなかった。その原因は、諸規則が不備であったこと、半官半民のため政府の過度の干渉があったこと、経営者が近代的経営に不慣れであったことなどにあった。かくて横浜為替会社を除いて、いずれも巨額の債務を負い、解散するに至った。

〈表1-1-1〉

このように為替会社は失敗したが、先進国の企業組織・銀行業務の何たるかを知らしめることになった。



太政官札（明治元年4月発行布告）

| 表1-1-1 為替会社解散時の紙幣発行額（単位：両） |           |         |           |         |
|----------------------------|-----------|---------|-----------|---------|
| 為替会社                       | 金券        | 銀券      | 洋銀券       | 銭券      |
| 東京                         | 1,500,000 | 534,210 |           |         |
| 大阪                         | 1,853,450 |         |           | 140,803 |
| 横浜                         | 1,500,000 |         | 1,500,000 |         |
| 京都                         | 640,000   |         |           | 127,632 |
| 大津                         | 262,500   |         |           |         |
| 神戸                         | 500,000   |         |           |         |
| 新潟                         | 50,000    |         |           |         |
| 敦賀                         | 41,000    |         |           |         |
| 発行総額 8,649,595両            |           |         |           |         |

出典：『明治前期財政経済史料集成』第13巻『明治貨政考要』

### 銀行類似会社の誕生

新生国家の殖産興業を図るためには、共同出資による会社の設立を促す必要があった。このため、政府は、会社知識の普及啓発に努めた。

明治4年（1871）9月、渋沢栄一述『立会略則』と福地源一郎撰『会社弁』が公刊された。こうした啓蒙もあずかって、この頃から民間で金融機関設立を企図する者が相次いだ。

政府は特にその活動を抑制する措置をとらず、「人民相互の結約」に任せた。しかし、それらに「銀行」の名を用いることは許されず、一般には「銀行類似会社」と呼ばれた。

銀行類似会社のなかには、後年、都市銀行に発展した御為替・三井組（三井銀行→三井住友銀行）や両替商・安田商店（安田銀行→富士銀行→みずほ銀行）のような営業規模の大きいものもあったが、その多くは資本金数百円程度と小規模で、高利貸的な性格が強かった。

愛媛県下の最初の銀行類似会社は、明治維新直後に松山の商人たちを中心になって設立した商法社であった。明治3年（1870）には、松山の実業家・栗田與三、藤岡勘左衛門、仲田包直などにより興産社が設立された。同社は、地方産業の振興と凶事の際の救助を目的に活発に活動し、廃藩後も為替方を務め、県が徴収する年貢金の取り扱いと用達を行った。

明治5年（1872）には、興産社が商法社を合併して興産会社と改称し、旧藩の製茶場所、製紙場所、綿場所、藍染場所、綿質場所、家質場所などを県から譲り受けた。後には米場所も譲渡されたほか、三津浜～大阪間に運輸業を興し、西南戦争では御用船を提供するなど、政商として成長し、26年12月には松山興産銀行と改めた。

また、明治5年（1872）には、北宇和郡佐伯町に上甲玄蔵をはじめとする旧宇和島藩士族が信義社を設立して、金銭貸預や活版印刷業務を行った。

さらに、明治8年（1875）には、西宇和郡川之石浦に旧宇和島藩蠟座取締の矢野小十郎を中心にして、兵頭吉蔵、菊池清平、清水一朗などが潤業会社を設立して、近在や野村地方の製糸業を対象に金貸業を営んだ。

このほか、明治8年（1875）、温泉郡に旧松山藩主の久松家が関係して、栄松社を設立した。これらの銀行類似会社は、愛媛県の国立銀行設立の先駆をなすものであった。

### 国立銀行条例の制定

政府は、民間に金融機関設立の動きがあることを歓迎した。しかし、これらが為替会社の轍を踏むことを恐れ、また明治2年（1869）の布告による太政官札を整理する必要があることから、まず完全な銀行法規の制定を企図した。

当時、貨幣・金融制度調査のためアメリカに派遣されていた大蔵少輔・伊藤博文は、金本位制を採用すべきことと、国立銀行を設立すべきことを建白した。

米国において取建候ナショナルバンクに至りては、実に万国無比の良法にて、実地施行の際その弊害を予防し、これを我邦に採用仕候はば、将来富国の基本とも相成可申候  
（『伊藤博文伝』春畝公追頒会）

この建議については、賛否両論があった。反対論では、イギリスに派遣されていた吉田清成が、イングランド銀行を模範とする中央銀行の設立を主張した。両者の意見の対立は激しかったが、大蔵大輔・井上馨の裁断で、ほぼ伊藤案によることとなった。

政府は、大蔵省内に銀行条例編纂掛を設けて、紙幣頭・渋沢栄一を主任とし、わが国の実情に照らして条例を審議・立案し、別に施行細則に当たる成規の編成に着手した。



伊藤 博文

明治 5 年（1872）6 月、国立銀行条例及び同成規の草案がなり、11 月に太政官布告としてこれを公布した。国立銀行条例の内容は、①国立銀行の資本金は 5 万円以上とし、②これを設立せんとする者は資本金の 10 分の 6 を金札をもって政府に納付し、③これと引き換えに、政府より同額の 6 分利付金札引換公債証書の下付を受ける、④銀行はこの公債を銀行券発行の抵当として政府に預け入れ、同額の銀行券を発行する、⑤資本金の 10 分の 4 を正貨で払い込み、これを兌換準備とする、というものであった。

また、国立銀行は株式会社として設立され、株主は有限責任で、頭取・取締役は株主総会において選任される必要があった。

担当官であった渋沢栄一は、条例の制定に苦心した。省内の人々の意見はもとより、横浜のオリエンタル・バンクの行員の意見も徴した。国立銀行という名称を決めるまでも多くの苦労があった。後に渋沢は、当時の状況を次のように回顧している。

伊藤伯の送り越された原書の翻訳文を綿密に吟味して一々日本の文に当てて、条例文を

組立てましたが、此時に起た説は、第一亜米利加の原名は余り長過ぎる。「ナショナル」と云ふは国といふことだ。「バンク」と云ふのは金を取扱ふ場所だ。それには何かよい名はないか。両替屋も下品の名なり、さて何といふ名にしたらよかろう大に困却して彼の学者此の先生と種々相談の上、行と云ふ字は中国では洋行とか、商行とか云ふて、商店に用ふる字だ。「ナショナル」と云ふは国と云ふ事なれども、国の一字では熟字とならぬから、国立としよう。又金行と云ふも妙でないから、銀行としようと云ふので、終に国立銀行と云ふ名が生まれて来たのであります。

（『第一銀行史』第一銀行八十年史編纂室）

こうして「ナショナルバンク」の訳語として「国立銀行」という名称が定められた。「銀行」という言葉が、わが国の法令規則で用いられた嚆矢である。

### 国立銀行の発足

国立銀行は、普通銀行の業務を主体として、兌換銀行券発行の特権が付与されていた。また、官金取り扱いを業務としたことから、中央銀行の役割をも担うことになった。

明治 6 年（1873）6 月、三井・小野の出資により、日本最初の銀行として、第一国立銀行が設立された。同行の総監役・頭取には、わが国銀行制度の生みの親である渋沢栄一が就任して、“模範銀行”としての役割を担うことになった。

続いて、横浜に第二国立銀行が設立された。これは、横浜為替会社から転換した銀行である。さらに、新潟の大地主・市島家を中心とする第四国立銀行、鹿児島県士族によって大阪の第五国立銀行が設立された。〈表 1-1-2〉

しかし、国立銀行が設立された後でも、政府の不換紙幣は緩慢ながら増発され、政府紙幣の価値

は依然として動揺した。

また、世界的な銀下落によって、貿易も入超に終始し、わが国からおびたしく金が流出した。

こうした状況下にあって、金貨兌換の義務を負う国立銀行券は、発行されると直ちに兌換請求を受けた。円滑な流通を期待された銀行券が、国立銀行の金庫に眠る結果になったのである。

このため国立銀行は資金不足に悩み、営業不振に陥った。

### 国立銀行条例の改正

こうした状況を踏まえて、明治 9 年（1876）8 月、政府は国立銀行条例を改正した。

条例改正の要点は、①銀行紙幣の金貨兌換をやめる、②国立銀行は、資本金の 8 割を公債証書をもって供託する、③従来、6 分利付金札引換公債証書に限られた抵当公債証書の範囲を 4 分以上利付のもの、すなわち新公債証書・金札引換公債証書・秩禄公債証書とする、④国立銀行は資本金の 2 割を政府紙幣をもって引換準備とし、抵当公債証書と同額の銀行紙幣を発行する、というものであった。

これにより、国立銀行は正貨準備なしに資本金の 8 割まで銀行券を発行しうることになった。

条例改正によって国立銀行の開設が容易になったことから、全国各地で国立銀行が次々と設立された。明治 9 年度（1876）に 12 行、10 年度に 27 行、11 年度は 109 行、12 年度は 5 行で、合計 153 行に達した。とりわけ 11 年度は、“銀行ブーム”の感を呈した。〈表 1-1-3〉

表 1-1-2 最初の国立銀行

| 地名 | 銀行名    | 開業年月日<br>(明治) | 資本金額<br>(千円) | 紙幣発行許可額<br>(千円) |
|----|--------|---------------|--------------|-----------------|
| 東京 | 第一国立銀行 | 6. 7.20       | 2,500        | 1,500           |
| 横浜 | 第二国立銀行 | 7. 8.15       | 250          | 150             |
| 新潟 | 第四国立銀行 | 7. 3. 1       | 200          | 120             |
| 大阪 | 第五国立銀行 | 6.12.10       | 500          | 300             |
| 合計 | 4行     |               | 3,450        | 2,070           |

(注)大阪第三国立銀行は設立過程で解散 出典:『明治財政史』第13巻

『明治財政史』は、当時の社会経済の状況を次のように記している。

銀行ノ創立ヲ企ツモノ益々多キヲ加ヘタルハ畢竟銀行条例ノ改正ヲ以テ非常ノ特典ヲ銀行家ニ賦与シタルト政府ガ種々ノ方法ヲ以テ銀行ノ創立ヲ奨励シタルトニ由レリ而シテ其結果銀行創立ハ一時社会ニ流行シ地方商業ノ大小金融ノ閑劇ナルト否トヲ顧ミス又銀行営業ノ如何ヲ熟知セス或ハ地方官ノ諭達ヲ誤認シ苟モ禄券ヲ下付セラレタル士族ハ銀行ヲ創立セサルヘカラサルノ義務アリト信シ頻ニ其設立ニ狂奔シテ陸続大蔵省ニ出願スルノ状況ナリキ

（『明治財政史』明治財政史編纂会）

### 第二十九国立銀行の設立

国立銀行条例の改正と秩禄処分による金禄公債証書の交付を契機として、愛媛県においても国立銀行設立の動きがみられ、明治 11 年（1878）から 12 年にかけて 3 行が設立された。

愛媛県初の国立銀行は、西宇和郡川之石浦（現八幡浜市）に設立された第二十九国立銀行で、当行の歴史はここから始まる。

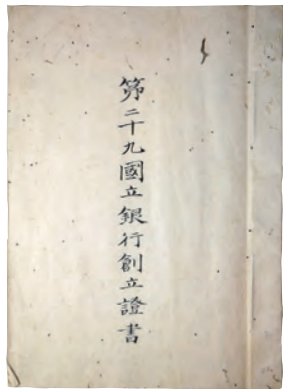
銀行設立の動きは、旧宇和島藩主・伊達宗城が明治 10 年（1877）7 月に第二十国立銀行を東京に設立し、宗城の命を受けた同行の今岡好謙と宇都宮綱條が川之石浦の矢野小十郎を訪れて銀行設立を勧めたことが発端である。

川之石浦は、辺境ではあるが天然の良港を有し

表 1-1-3 国立銀行開業数及び資本金・紙幣発行高

| 年度<br>(明治) | 年度内<br>開業行数 | 資本金額<br>(円) | 発行紙幣額<br>(円) |
|------------|-------------|-------------|--------------|
| 9年         | 12          | 21,176,100  | 19,340,880   |
| 10年        | 27          | 3,230,000   | 2,584,000    |
| 11年        | 109         | 12,545,000  | 9,628,000    |
| 12年        | 5           | 775,000     | 556,000      |
| 計          | 153         | 37,726,100  | 32,108,880   |

出典:『明治財政史』第13巻



第二十九国立銀行創立証書（明治10年10月19日設立認可）

て、江戸時代から宇和島・吉田両藩の参勤交代の交通の要路としてにぎわうとともに、ハゼや銅資源に恵まれ、加えて地元民の進取の気性もあって、当時は海運、木蠟、鋳業などで活況を呈していた。

川之石浦では、維新前に宇和島藩の財政が窮乏に陥ったとき、この地区だけで9,000両に及ぶ献金がなされたほど富豪が多く、また明治8年（1875）には、矢野小十郎をはじめ兵頭吉蔵、菊池清平、清水一朗らが潤業会社を設立して、近在や野村地方の製糸業者を対象に金貸業を営んでいた。

こうして矢野を中心に宇和島の旧士族や地主、商人、網元など12人が準備を進めて、明治10年（1877）9月7日、資本金10万円で川之石浦への国立銀行設置を大蔵省に請願した。大蔵省は、10月19日付でこれを認可、名称を「第二十九国立銀行」とすること、創立証書や定款を差し出すことを通告してきた。11年1月29日付で開業免許が下付され、同年3月15日に開業の運びとなった。創立当初の取締役は、頭取の清水一朗をはじめ矢野小十郎、菊池清平、宇都宮藤十郎、兵頭吉蔵の5人であった。



第二十九国立銀行本店（西宇和郡川之石浦）

当時の四国には、高知市の第七国立銀行だけであつたから、川之石浦が2番目の銀行発祥地ということになる。

創立当初は、伊達家の金融機関といわれた第二十国立銀行に対する貸付金が圧倒的に多かったが、明治14年（1881）の貸付先調査によると、商人78%、農家18%、士族4%となって、商人のウエイトが高くなっている。

### 第五十二国立銀行

第二十九国立銀行が計画されていた頃、松山でも同じ動きがみられた。旧松山藩の士族加藤彰は、国立銀行設立の志を持って東京から松山に来たが、同郷の旧士族伊藤奚疑も同様の計画を持っていることを知る。両名は、相携えて士族仲間同志を募るとともに、資金獲得のため旧松山藩主の久松家に株主となることを懇願するなど奔走した。

愛媛県権令の岩村高俊は、加藤たちに「士族は理屈はいつでも資力乏しく商売も下手ならん。商人は熟練はあれども規則の事などは不得手なり。依ってこれを合併せば宜しからん」として、当時県下で最大規模を誇っていた興産会社（銀行類似会社）と共同出資して国立銀行を設立するよう持ちかけた。しかし、商人との協調を潔しとしない士族間の反対が強く、結局は士族だけの出資で計画を進めることとなった。

明治10年（1877）12月8日、東京在住の池



第五十二国立銀行（明治11年2月7日設立認可、温泉郡紙屋町）

内久親と小林信近、加藤彰、伊藤奚疑、奥平貞幹の旧松山藩士族5人と永木甚五平は、金禄公債の出資により資本金を7万円とする国立銀行の設立を大蔵省に請願した。大蔵省は、11年2月7日に第五十二国立銀行として設立を認可、同年9月14日に開業免許を下付、9月25日に開業の運びとなった。四国で4番目の国立銀行である。取締役には、頭取の小林信近をはじめ加藤彰、伊藤奚疑、永木甚五平、奥平貞幹の5人が就任した。

こうして第五十二国立銀行は7万円の資本金で発足したが、開業直後に3万円の増資を決定、明治11年（1878）11月に大蔵省の認可を得て、翌12年1月に払い込みを完了して、資本金を10万円とした。

この間の明治11年（1878）12月に小林信近が和気温泉久米郡長に任命されることとなり、12月6日に頭取を辞任、翌12年1月5日、第2代頭取に加藤彰、取締役に越智亀太郎が就任した。

明治13年（1880）の貸付先調査によると、士族64%、商人22%、農家14%で、旧松山藩の士族授産機関銀行としての性格が強かった。

### 第百四十一国立銀行

南予に第二十九国立銀行、中予に第五十二国立銀行が設立されたのに続いて、明治12年（1879）には東予に第百四十一国立銀行が誕生した。

明治12年（1879）4月12日、開業免許が下

付され、7月1日に新居郡東町（現 西条市）に開業した。同行は、旧西条藩主の松平頼英をはじめ木村幾久太郎、西原荘左、寺川僊五郎、金川善兵衛、矢野彌一郎の6人により設立された旧西条藩の士族授産機関銀行で、設立当初の資本金は5万円、頭取は木村幾久太郎であった。〈表1-1-4〉

なお、同行は明治29年（1896）10月22日、国立銀行の営業満期により普通銀行に転換して、西條銀行と改称、その後藝備銀行（現 広島銀行）に吸収合併された。

### 私立銀行の設立

明治9年（1876）2月、三井組は私立三井銀行の設立を企図し、出願した。大蔵省では、銀行私唱禁止令が廃止に向かいつつある情勢を考慮して、3月にこれを認可、7月に三井銀行の名で営業を開始した。国立銀行以外で「銀行」と称した嚆矢となった。

官尊民卑の風潮が強かった当時、政府の法令規則にうたわれた「銀行」という名称は、世間から尊重され、三井組が改称したこともあずかって、新たに「銀行」と称するもの、「銀行」として新規に設立されるものが、一時は続出した。安田商店の安田銀行や、川崎組の川崎銀行などである。

愛媛県下の最初の私立銀行は、明治13年（1880）6月、北宇和郡本町（現 宇和島市）に設立された宇和島銀行であった。これは、同地の佐野為替店

表1-1-4 四国地方の国立銀行

| 銀行名       | 所在地                     | 免許下付年月日<br>(年.月.日) | 資本金<br>(円) | 発行紙幣<br>(円) | 頭取名     |
|-----------|-------------------------|--------------------|------------|-------------|---------|
| 第七国立銀行    | 高知県土佐郡種崎町184番邸          | 明治10. 2.20         | 100,000    | 80,000      | 由比 直枝   |
| 第二十九国立銀行  | 愛媛県西宇和郡川之石浦             | 11. 1.29           | 100,000    | 80,000      | 清水 一朗   |
| 第三十七国立銀行  | 高知県土佐郡本丁56番地            | 11.10.17           | 150,000    | 120,000     | 三浦 萬衛   |
| 第五十二国立銀行  | 愛媛県温泉郡紙屋町               | 11. 9.14           | 70,000     | 56,000      | 小林 信近   |
| 第八十国立銀行   | 高知県土佐郡下知村農人町11番邸        | 11.10. 8           | 100,000    | 80,000      | 西野 友保   |
| 第八十九国立銀行  | 高知県下阿波国名東郡徳島船場町5丁目162番地 | 11.12.23           | 200,000    | 160,000     | 山田 榮    |
| 第百十四国立銀行  | 愛媛県下讃岐国香川郡高松丸亀町22番邸     | 11.10. 7           | 50,000     | 40,000      | 松本 實四郎  |
| 第百二十七国立銀行 | 愛媛県下讃岐国那珂郡丸亀通町18番地      | 11.12.17           | 150,000    | 120,000     | 岩崎 長武   |
| 第百四十一国立銀行 | 愛媛県新居郡東町                | 12. 4.12           | 50,000     | 40,000      | 木村 幾久太郎 |

(注)香川県は明治9年9月愛媛県に併合されたが、同21年12月に愛媛県から分離して再び香川県となった。

を継承したもので、資本金は5万円、頭取は佐野徳治であった。

## 2 銀行業の発展

### 日本銀行の創設

西南戦争を契機とするインフレーションは、わが国経済に著しい影響を与えた。

農村の商品経済は高物価に刺激されて発展し、商工業者や農民は好況来るとしてこれを歓迎し、彼らと結びついた地方の国立銀行や私立銀行は繁栄した。しかし、中級以下の俸給生活者や金利生活者は、たちまち窮乏し、社会不安を引き起こした。

明治14年(1881)10月、松方正義が大蔵卿に就任し、本格的なデフレーション政策を断行した。中央銀行に紙幣発行権を集中し、中央銀行兌換券による紙幣統一を図ろうとするものである。

日本銀行の役割は不換紙幣の整理であったが、創設の目的はこれにとどまらず、通貨・信用制度を確立して殖産興業を進めることにあった。

明治18年(1885)5月、日本銀行は、銀貨兌換の日本銀行券を発行した。その後、日清戦争の賠償金を元に金本位制を確立して、政府紙幣及び国立銀行紙幣は償却が進められて、わが国の通貨は日本銀行の兌換銀行券に統一された。

紙幣発行の特権を失った国立銀行は、営業期間を開業免許後20年に限られて、それ以降は私立銀行(普通銀行)へ転換する場合にのみ営業の継続が認められることとなった。

明治29年(1896)から32年にかけて、国立銀行153行中122行が私立銀行に転換し、残る31行は合併もしくは解散して、32年2月に国立銀行はすべて消滅した。



日本銀行兌換銀券（明治18年5月発行の10円券）

### 愛媛県産業の特殊事情

明治20年代(1887-96)における鉄道・海運業の勃興は、原料及び製品の輸送力を強化し、産業の発達を促した。その後、愛媛県内にも原動力使用の機械が導入されて、手工業から機械工業への転換が顕著となった。

#### ◎別子銅山

別子銅山は、元禄4年(1691)に住友友芳によって開発された。幕府に稼業請負を願ひ出て開坑の運びとなったが、産銅高は、2年目で59万6,000斤、5年目で109万5,000斤、7年目で224万5,000斤、9年目の元禄12年には253万4,000斤と飛躍的に上昇した。

維新後も、官有鉱山の民間請負という形で住友家による経営が続けられた。明治16年(1883)の洋式精錬の導入をはじめ、採鉱、精錬などの近代化が進められ、23年には和式精錬の廃止、蒸気巻揚機の導入をもって機械化の基礎的な体制づくりを完了し、この年の産銅高は300万斤に達した。

その後、明治20年代(1887-96)の輸出増大、30年代以降の電気事業をはじめとする新市場の開拓、日露戦争による軍需の増大などにより、産銅高は増加の一途をたどった。

#### ◎製糸業

愛媛県の製糸業は、政府や県が生産を奨励したこともあって、明治20年代(1887-96)には原動

力使用による工場生産への転換がみられた。

明治22年(1889)5月、小笠原長道が宇和島に南豫製糸会社を創立し、蒸気機関による原動力使用の機械製糸工場を新設したのをはじめ、28年の県内の原動力使用製糸工場は11を数えた。その後も増加傾向が続き、33年には22工場となり、他産業を含めた県内原動力使用工場総数の約6割を、原動力使用製糸工場が占めた。

#### ◎綿織物業

綿織物業については、明治20年代(1887-96)、工業における資本主義の最初の形態であるマニファクチュアへの転換がみられた。

今治地方の白木綿は、農家の家内製織を工場生産に切り替え、綿布の種類も白木綿に限らず、需要度の高い綿織物に転換する傾向がみられた。明治19年(1886)には綿ネル工場が創設され、今治地方における最初のマニファクチュアが出現、白木綿についても22年に伊豫木綿会社が設立された。

『今治綿業史』に「織成準備工程ハ、全部会社ニ於テ之ヲ為シ、農家ハ単ニ織成ノミヲ為ス」と記されているように、賃機制<sup>でばた</sup>への転換が図られ、明治24年(1891)以降、出機制が普及した。しかし、これら綿織マニファクチュアは、紡績業が織布の兼営を始めたことにより、たちまち限界に直面した。紡績兼営織布の開始は、国産織布の



伊予絣

輸出増大を図り、紡績糸の需給バランスを紡績経営面で調整する必要から生まれたもので、23年の綿糸の生産過剰が契機となった。これにより、当時、マニファクチュアの段階にあった今治地方の綿織物業も大きな圧迫を受け、緩慢ながらも力織機を導入して機械工業に展開していく風潮が生まれた。

松山地方では、従来の伊予織から伊予絣への転換がみられた。伊予織が衰退しかかっていた明治19年(1886)、徳島で開催された共進会に伊予絣を出品、創始者の鍵谷カナが農商務大臣から表彰されたことが刺激となり、20年に伊予・温泉・風早・和気・久米5郡の間屋、仲買、製造業者、染色業者を組織して伊予織物改良組合が設立されて、伊予絣の生産は年ごとに増加した。

明治20年代(1887-96)に入ってマニファクチュアとみられる経営が現れたが、伊予絣は柄物という性質上、品種が多様で、しかも流行に左右されたため、大資本による一元的大量生産が不可能で、機械生産への転換は遅れた。30年代当時、力織機は1,000台、足踏機6,000台で動力機はまだ姿をみせていない。

### 銀行乱設時代

明治12年(1879)、京都第百五十三国立銀行の設立を最後に国立銀行の新設が打ち切られたことから、その後は次々と私立銀行が新設された。

新設数は、明治13年(1880)29行、14年47行、15年80行で、25年末の銀行数は324行を数えた。(表1-1-5)

明治23年(1890)の恐慌は、政府に金融機関に対する監督強化の必要性を痛感させた。同年5月に建議された「銀行条例制度ノ議」によると、商法のみでは私立銀行の管理に不十分で、少数銀行の不振が他の銀行に影響して金融市場の信用を乱す恐れがあると強調している。この建議に即して23年8月、銀行条例が公布されたが、施行は

商法の施行延期に伴い 26 年 7 月となった。

銀行条例は、銀行の意義、設立の許可、業務の監督など、11 条からなる簡単なものであったが、最も注目されたのは、大口貸出制限の規定で、1 人または 1 会社に対する貸付・割引の制限を設けて「払込資本金額の 10 分の 1 を超過してはならない」とされた。これは普通銀行の経営を健全化し、商業銀行として育成しようとする意図であった。しかし、明治 28 年 (1895) には、東京銀行集会所の反対もあって、大口貸出制限規定は削除された。

なお、銀行条例は、乱立していた銀行類似会社の取り締まり強化をも目的としていた。このため、明治 25 年 (1892) 末に 680 社を数えた銀行類似会社のうち、約 300 社が普通銀行に転換して、26 年末の普通銀行は 604 行となった。

さらに、日清戦争後の企業勃興と金融制度の整備を背景に普通銀行の発展はめざましく、増設に次ぐ増設で、明治 34 年 (1901) には 1,890 行とわが国銀行制度史上最高の銀行数を数えるに至った。

明治 26 年 (1893) から 35 年までの営業状況

をみると、公称資本金は 10 倍強、払込資本金は 8 倍強、積立金は 17 倍弱、預金はほぼ 14 倍と著しい伸びを示した。

愛媛県の私立銀行

愛媛県の銀行は、明治 24 年 (1891) 末の 8 行が 33 年末には 50 行に達した。

明治 13 年 (1880) に宇和島銀行が設立されてから長らく普通銀行の設立はみられず、県内金融はもっぱら国立銀行と銀行類似会社に委ねられていた。

明治 19 年 (1886) 3 月に郡中銀行が登場して、21 年 11 月には浦中友次郎らによって八幡濱銀行、翌 22 年 1 月に浦和銀行、6 月には (旧) 大洲銀行が設立された。

浦和銀行は、南宇和郡御庄村 (現 愛南町) に二神家を中心に資本金 1 万 5,000 円で発足したものである。御荘の浦の人々が、和して銀行を育てようとする意味をこめた名称と伝えられている。(旧) 大洲銀行は、養蚕業など地域産業の育成を目的に設立された。初代頭取は村上長次郎で、資

本金は 3 万円でスタートし、明治 29 年 (1896) には 15 万円に増資された。

明治 25 年 (1892) に今治融通株式会社が設立され、翌 26 年 11 月に今治銀行と改称して、阿部光之助が頭取に就任した。設立時の資本金は 5 万円で、日清戦争後の好況で業績を伸ばし、29 年には資本金 20 万円となった。

明治 25 年 (1892) 6 月には、宇摩郡三島村 (現 四国中央市) に東豫物産株式会社が設立され、翌 26 年 1 月に久万山融通株式会社、3 月には西宇和郡三瓶村 (現 西予市) に朝屋銀行がそれぞれ設立された。銀行条例及び商法の施行に伴い、12 月に興産会社が松山興産銀行と改称した。

明治 27 年 (1894) 5 月には西宇和郡喜須来村 (現 八幡浜市) に漸成銀行の設立をみたほか、2 月に東豫物産が伊豫三島銀行、久万山融通が久万銀行、12 月には南鐔社が伊豫吉田銀行と改称した。

こうして愛媛県の普通銀行は明治 27 年度 (1894) 末までに 12 行に上り、国立銀行 3 行と銀行類似会社 4 社 (信義社、楽終社、株式種生会社、栄松社) を合わせて県下の銀行業は 19 社に達した。

明治 29 年 (1896) には、11 行が設立された。喜多郡では、養蚕製糸業の隆盛を背景に 4 行の設立がみられた。4 月に大洲商業銀行が設立され、5 月に開業した。頭取は程野茂三郎、当初の資本金は 20 万円であったが、31 年に (旧) 大洲銀行が資本金を同額の 20 万円としたことから、対抗上、倍額の 40 万円に増資した。また同行は、取引先の利便を図るために日曜日の休業を廃止した。

喜多銀行は、大洲商業銀行と同じく 4 月に設立された。頭取は村上丈夫、当初の資本金 3 万円を 5 万円に増資した。内子銀行は、同じく 4 月に設立され、頭取は芳我弥三衛で、当初の資本金は 8 万円であった。8 月には新谷銀行が新谷村 (現 大洲市) に設立され、頭取は河内宇十郎で、当初の資本金は 5 万円であった。

このほか明治 29 年 (1896) には、松山商業銀行 (2

月)、宇摩郡上分村 (現 四国中央市) に東豫銀行 (3 月)、八幡濱商業銀行 (6 月)、砥部銀行 (7 月)、(旧) 今治商業銀行 (9 月)、三津濱銀行 (10 月) が相次いで設立された。また、10 月には第百四十一国立銀行が、西條銀行として普通銀行に転換した。

明治 30 年 (1897) には、普通銀行 9 行の増加をみた。国立銀行から普通銀行の転換により、第二十九銀行と五十二銀行が生まれたほか、東宇和郡山田村 (現 西予市) に穂積銀行 (4 月)、同郡高山村 (現 西予市) に伊豫高山銀行 (6 月)、同郡多田村 (現 西予市) に多田銀行 (12 月)、西宇和郡神山村 (現 八幡浜市) に五反田銀行 (7 月)、同郡伊方村 (現 伊方町) に西南銀行 (12 月)、周桑郡福岡村 (現 西条市) に伊豫周桑銀行 (7 月)、松山に伊豫農業銀行 (10 月) が設立された。

明治 31 年 (1898) には、北条村 (現 松山市) に本永井銀行 (2 月)、伊予郡中山村に中山銀行 (3 月)、同郡郡中町 (現 伊予市) に伊豫商業銀行 (9 月)、東宇和郡上宇和村 (現 西予市) に永長銀行 (10 月)、同郡笠置村に常盤銀行 (10 月)、北宇和郡岩松村 (現 宇和島市) に岩松銀行 (12 月) の 6 行が設立された。

明治 32 年 (1899) には、東宇和郡多田村 (現 西予市) に伊延銀行 (2 月)、西宇和郡真穴村 (現 八幡浜市) に佐海銀行 (3 月)、喜多郡長浜町 (現 大洲市) に伊豫長濱銀行 (3 月)、松山に大野銀行 (5 月)、温泉郡垣生村 (現 松山市) に今出銀行 (6 月)、宇和島に宇和島共栄銀行 (9 月) の 6 行が設立された。

明治 33 年 (1900) には、東宇和郡宇和町 (現 西予市) に宇和商業銀行 (10 月)、同郡中川村 (現 西予市) に中川銀行 (3 月)、松山に八束銀行 (10 月) の 3 行が設立された。なお同年 9 月、今治銀行は (旧) 今治商業銀行を合併して、同年 10 月に今治商業銀行と改称した。

こうして県下の普通銀行は、明治 33 年 (1900) 末にピークの 46 行に達したが、翌 34 年 12 月に伊豫商業銀行が任意解散を決議したことから

表1-1-5 普通銀行の推移

| 年次  | 銀行数  |         |       | 資本金           |                      |
|-----|------|---------|-------|---------------|----------------------|
|     | 増減要因 |         | 年末銀行数 | 年末資本金<br>(千円) | 新設銀行1行当たり資本金<br>(千円) |
|     | 新設   | 鎖店および合併 |       |               |                      |
| 明治9 | 1    | －       | 1     | 2,000         | 2,000                |
| 10  | －    | －       | 1     | 2,000         | －                    |
| 11  | －    | －       | 1     | 2,000         | －                    |
| 12  | 8    | －       | 9     | 3,680         | 210                  |
| 13  | 29   | －       | 38    | 7,010         | 115                  |
| 14  | 47   | －       | 85    | 10,837        | 77                   |
| 15  | 80   | 1       | 164   | 16,937        | 69                   |
| 16  | 35   | －       | 199   | 18,458        | 43                   |
| 17  | 20   | 6       | 213   | 19,025        | 64                   |
| 18  | 14   | 10      | 217   | 18,362        | 39                   |
| 19  | 11   | 9       | 219   | 17,539        | 95                   |
| 20  | 11   | 12      | 218   | 18,371        | 89                   |
| 21  | 25   | 13      | 230   | 19,219        | 77                   |
| 22  | 31   | 6       | 255   | 22,060        | 101                  |
| 23  | 24   | 7       | 272   | 25,571        | 149                  |
| 24  | 31   | 9       | 294   | 27,061        | 59                   |
| 25  | 43   | 13      | 324   | 28,835        | 59                   |
| 合計  | 410  | 86      |       |               |                      |

出典:大蔵省『銀行便覧』

45 行となった。地域別では、東予 5、中予 13、南予 27 となっている。

明治 34 年（1901）春の金融恐慌は愛媛県にも波及し、その後若干の新設はあったものの、弱小銀行の消滅、有力銀行への吸収合併により、34 年を境にして以後は漸減傾向をたどった。

なお、この時期に三つの貯蓄銀行が誕生した。明治 26 年（1893）施行の貯蓄銀行条例に基づいて設置された、29 年 2 月の松山貯蓄銀行、30 年 7 月の宇和島貯蓄銀行、32 年 4 月の八幡濱貯蓄銀行である。貯蓄銀行条例は、預金者保護を徹底させるため、取締役の無限連帯責任制、貯蓄払い戻しの保証、貯蓄預金運用の方法などを詳細に規定していた。

また明治 31 年（1898）7 月には、愛媛県農工銀行が誕生した。これは 29 年に公布された農工銀行法に基づき、全国 46 府県に 1 行ずつ設置された農工銀行の一つである。愛媛県農工銀行は、資本金 70 万円で松山市二番町に設立され、農業・工業の改良発達のため、不動産抵当の長期年賦貸や定期貸、公共団体への無抵当貸などを業務とした。同行は、昭和 12 年（1937）3 月に日本勧業銀行に合併されるまで、約 40 年間にわたり愛媛県の不動産金融機関としての役割を担った。



今治商業銀行本店

明治 34 年（1901）末、県下の普通銀行、銀行類似会社、貯蓄銀行及び農工銀行の総数は 53 であった。〈表 1-1-6〉

### 第五十二国立銀行の発展

明治 11 年（1878）9 月 25 日に開業した第五十二国立銀行の紙幣発行制限額は、当初、資本金 7 万円の 80％相当額 5 万 6,000 円であったが、開業直後 3 万円の増資をして、これが 8 万円となった。

同行は、旧松山藩の士族授産機関銀行としての性格が強く、この資金を元手とし、さらに政府・民間の預金を吸収して貸出金に運用して、地方経済の発展と呼応しながら業容を拡大していった。

### ◎預金

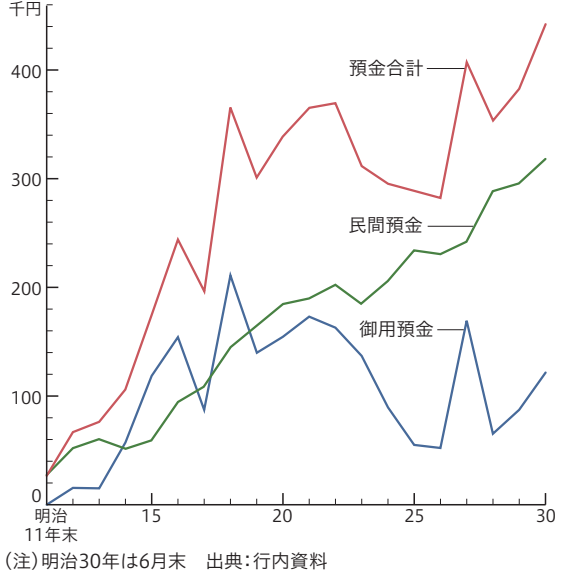
預金は、開業以来上昇の一途をたどり、明治 11 年（1878）末の 2 万 5,000 円から 16 年末の 24 万 8,000 円へと 10 倍に伸びた。わけても御用預金の伸びが大きく、13 年末の 1 万 4,000 円が、16 年末に 15 万 7,000 円と 10 倍強となった。〈図 1-1-1〉

当時の国立銀行は紙幣発行権を持ち、公金取り扱いの特権が与えられていたので、勞せずして資金調達ができ、民間預金に依存する必要性が薄かった。同行も明治 12 年（1879）7 月に松山大蔵省為替方の取り扱いを開始するとともに、愛媛県内の役所、警察、病院などの公金を扱った。

同行に対する一般の信用は厚く、開業当初から民間預金も順調な伸びを示した。明治 23 年(1890)には、わが国初の資本主義的恐慌に遭遇し、愛媛県もその余波で商況は停滞した。銀行界では、翌 24 年 5 月の久次米銀行の休業をきっかけに、国立銀行を含む数行が営業を停止するなどの動揺がみられたが、同行は民間預金の獲得に努めて、預金残高はわずかの減少にとどまった。民間預金はその後も漸増し、30 年には総預金の 73％を占めるに至った。

民間預金の推移を主要科目別にみると、定期預金と当座預金が大きく伸びたほか、明治19年（1886）から23年にかけて別段預金が大きな割合を占めた。開業当初、定期預金は約定預金に押されて、民間預金全体の約20％にすぎなかったが、16年以降漸増を続け、25年末には総預金の70％まで跳ね上がった。特に24年の伸びが著しく、1年間にほぼ2倍増となった。当座預金は24～25年頃まで伸び悩み、総預金の20％程度にすぎなかったが、27～28年には伊予絣を中心とし

図1-1-1 第五十二国立銀行預金残高の推移



た地方産業の好況を反映して急増し、44％を占めるに至った。〈図1-1-2〉

民間預金のうち、定期預金の預金者別構成をみると、明治 13 年（1880）には士族 59％、商業 21％、工業 12％、農業 7％、官吏 1％であったが、20 年を境に士族の預金は下降傾向をたどり、商業に首位を譲った。また、25 年以降は、それまで低位にあった農業の預金が大きく伸びた。これは、伊予絣が 24 年に立ち直って好調を続けたことや、今治地方の白木綿・綿ネルの製織が活況を呈し、農家の所得が向上したことによる。

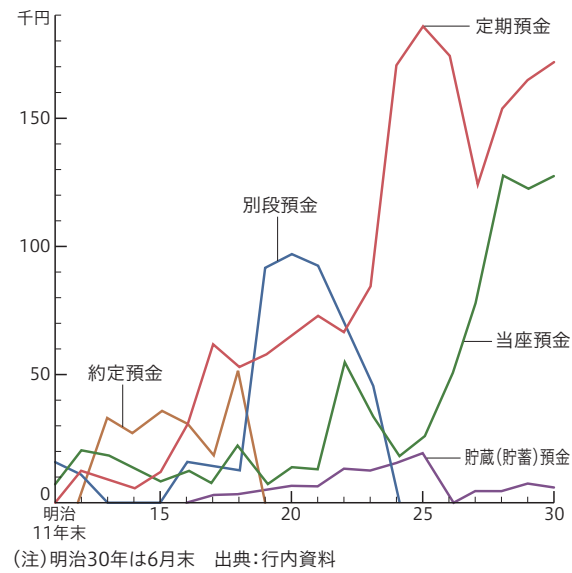
### ◎貸出金

明治 10 年代（1877-86）の愛媛県には産業の発達がみられず、県内の貸出は沈滞して、県外への資金流出が目立った。



第五十二国立銀行紙幣

図1-1-2 第五十二国立銀行民間預金の科目残高

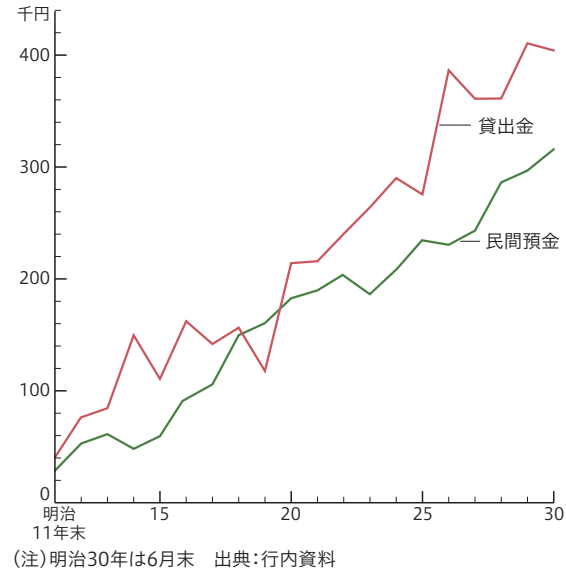


物価は日増しに高騰し、公債証書を抵当とする士族への貸付の多くが返済されず、申し込みを断らなければならない状況であった。第五十二国立銀行でも、明治 14 年（1881）には企業の資金繰りがひっ迫して貸出金の増加をみたが、その後 19 年までは商況の低迷と金融緩慢のため資金需要が少なく、さらに米穀抵当の貸出金が返済されて貸出金は伸び悩んだ。しかし、20 年以降、愛媛県においても産業の発達によって金融は繁忙となり、貸出金が増加した。〈図 1-1-3〉

貸出金の科目別構成をみると、貸付金が圧倒的な割合を占めている。当時の貸付金は現在のように手形を使用せず、借入金証書を使用しており、今日の証書貸付に相当するものであった。当時の考課状によると、期限内の貸付金を単に貸付金とし、期限経過後も回収されないものを期限外貸付金、さらに確実な抵当物と確実な引受人のある貸付金以外で、その返済期限を 6 カ月以上経過したものを滞貸付金と分類している。

明治 9 年(1876)8 月改正の国立銀行条例によって、国立銀行の貸付金利率は年 10%以内に制限されていたが、10 年 9 月に利息制限法が公布されてからは、元本 100 円未満 20%、100 円以

図1-1-3 第五十二国立銀行貸出金残高の推移



上 1,000 円未満 15%、1,000 円以上 12%となった。しかし、実際の貸付金利率は需給関係によって高水準にあり、第五十二国立銀行の場合も、開業当初は概して高く、大口貸出の場合でも最高年 18%というものもあった。その後、15 年 10 月に日本銀行が創立されて、金融市場の安定化とともに貸付金利率は低下傾向を示した。なお、貸付金の約定期間は短いもので 1 カ月、長いもので 1 カ年にわたり、平均期間は 6 カ月であった。

貸付金の貸出先別構成をみると、開業当初は士族の割合が高かったが、その後は、商業が過半数を占めるに至った。また、貸付金の抵当品別構成でみると、士族への貸付が多かった開業当初は、公債証書の割合が高かったが、商工業の隆盛とともに、田畑、地所、建物などの不動産や株券などの動産が増加した。

## ◎為替

第五十二国立銀行は、開業早々の明治 11 年（1878）10 月、第一国立銀行大阪支店とコルレスを締結し、次いで同年 12 月、東京の第二十国立銀行との間にコルレスを結んだ。

その後、コルレス取組先数は每期ほぼ 2 店の割合で増え、明治 17 年（1884）には九州同盟銀

行 31 行との間に連帯為替契約を締結し、21 年には新しく中国・四国同盟連帯為替が創設された。この結果、30 年の為替取引可能店舗数は今治支店分を含めて合計 167 カ店に上り、その地理的分布は北は東京、南は沖縄、さらには国外の台湾にまで及んだ。

## ◎有価証券

有価証券保有高は、開業以来増え続けて、明治 20 年（1887）のピーク時には開業当初の約 4 倍となった。資金運用額に占める有価証券の割合は、10 年代は概ね 60～70%を示したが、20 年代になると貸出金の割合が急増し、30 年には 40%を割るに至った。

有価証券の種類別構成をみると、明治 10 年代（1877-86）では金禄公債が大部分を占め、わけでも 7 分利付公債が有価証券の 50～70%を占めた。しかし、19 年 10 月に整理公債条例が公布され、すでに発行済みの 6 分利付以上の公債を償還して、新たに発行する 5 分利付公債に借り換える公債整理計画が、30 年 5 月まで進められた。この結果、20 年に入ると 7 分利付の金禄公債、中山道鉄道公債などに代わって、整理公債の占める割合が高くなり、20 年代後半には全体の 80～90%を占めるに至った。〈表 1-1-7〉

## ◎損益概況

収益の動きをみると、開業から明治 14 年(1881)

下期まで、貸出金利息を中心に収益は大幅に増加した。その後、公債証書が漸増傾向をたどり、20 年下期の公債証書利息は収益全体の 49%にも達したが、一方では、貸出金利息が減少したので、収益は全体として伸び悩んだ。翌 21 年以降、公債所有高の減少に伴い公債証書利息は漸減したが、公債証書当籤益と貸出金利息の増加がこれを補った。27 年以降、日清戦争による好況から貸出金が増え、貸付金利息も急上昇して収益の伸びをみた。〈図 1-1-4・5〉

費用の動きをみると、預金利息が最も高いウエイトを占めた。明治 13～14 年（1880-81）にかけての預金利息の増加は、物価上昇により生活費として士族の預金が引き出されたことによるもので、さらに預金利率の上昇がこれに拍車をかけた。翌 15～16 年には、反動で預金の引き出しが減少したため、預金利息の支払いは急激に減少したが、その後、定期預金を中心とする預金の増加と預金利率の上昇によって預金利息は漸増した。〈図 1-1-6〉

利益処分をみると、留保率は第一期の 9.7%から年々上昇し、明治 30 年（1897）には 62.7%を示した。一方、配当率は年約 16%で推移し、当時の国立銀行としては高い配当率であった。16 年から銀行紙幣償却のための積立が始まったにもかかわらず高率の配当を続けたのは、同行が士族

表1-1-7 第五十二国立銀行有価証券の種類別構成

| 年末   | 有価証券総額<br>(円) | 構成比(%) |              |              |             |      |       |
|------|---------------|--------|--------------|--------------|-------------|------|-------|
|      |               | 合計     | 6分利付<br>金禄公債 | 7分利付<br>金禄公債 | 中山道<br>鉄道公債 | 整理公債 | そ の 他 |
| 明治13 | 137,872       | 100.0  | 29.3         | 69.4         | —           | —    | 1.3   |
| 15   | 168,704       | 100.0  | 27.9         | 56.0         | —           | —    | 16.1  |
| 17   | 264,458       | 100.0  | 21.9         | 59.9         | 17.9        | —    | 0.3   |
| 19   | 332,550       | 100.0  | 15.0         | 65.3         | 19.3        | —    | 0.4   |
| 21   | 322,045       | 100.0  | 17.0         | 46.0         | 20.0        | 16.5 | 0.5   |
| 23   | 275,905       | 100.0  | 21.3         | 17.0         | 25.1        | 35.8 | 0.8   |
| 25   | 282,953       | 100.0  | 20.9         | —            | —           | 74.8 | 4.3   |
| 27   | 290,285       | 100.0  | —            | —            | —           | 87.9 | 12.1  |
| 29   | 268,538       | 100.0  | —            | —            | —           | 79.0 | 21.0  |

図1-1-4 第五十二国立銀行損益勘定の推移

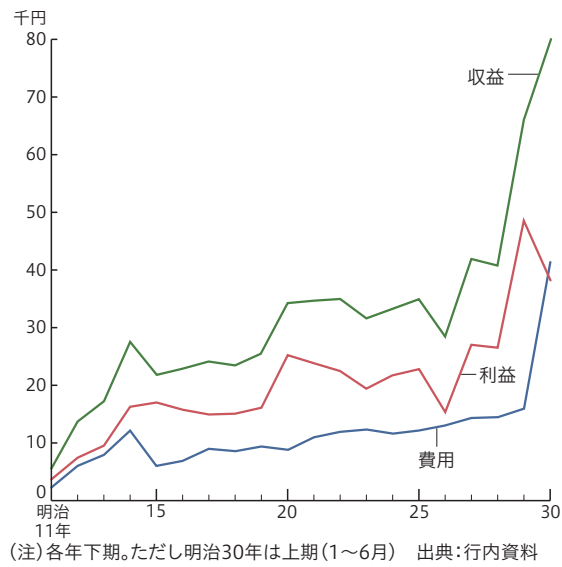


図1-1-5 第五十二国立銀行収益勘定の推移

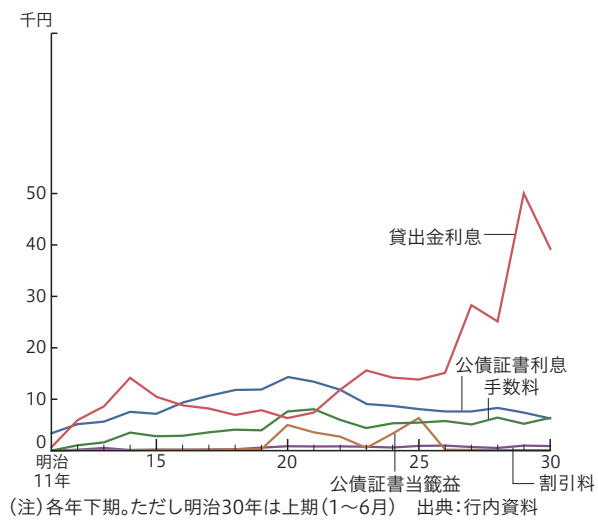
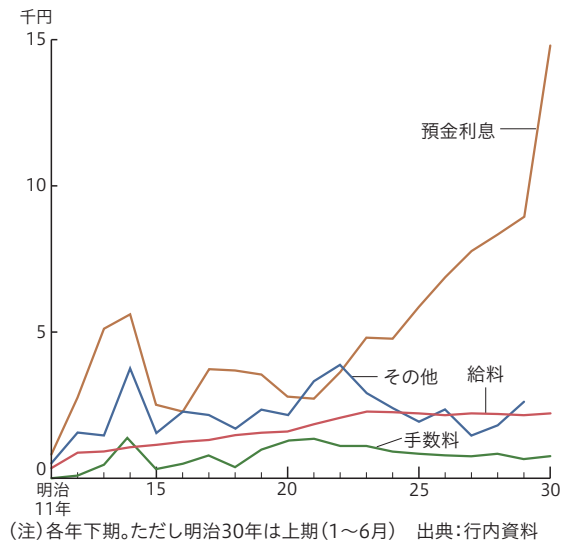


図1-1-6 第五十二国立銀行費用勘定の推移



出資の銀行であり、株主を優遇したためと考えられる。

## 紙幣償却

明治 16 年 (1883) 5 月の国立銀行条例の再改正により、国立銀行の営業期間は開業免許の日から満 20 年と定められて、その間に発行紙幣を全部償却しなければならなくなった。

具体的な償却方法は、①国立銀行が紙幣下付高(資本金の 80%) の 25%相当額を紙幣引換準備金として、また半期の決算ごとに紙幣下付高の年 2.5%相当額を紙幣償却元資積立金としてそれぞれ日本銀行に預託する、②日本銀行は、二つを合計したものを銀行紙幣償却元資として、これにより公債を購入し、その利息で紙幣償却を行う、③営業満期に至ってもなお未償却紙幣があるときは、公債を売却して償却に充てるというものであった。

その後、明治 29 年 (1896) の営業満期国立銀行処分法及び国立銀行営業満期前特別処分法の公布により、国立銀行は以上の方法によってもなお未償却紙幣が残存するときは、相当金額を無利息で日本銀行から借り受け、これを政府に納付して償却することとなった。

紙幣下付高が 8 万円である第五十二国立銀行は、明治 16 年 (1883) 上期から 30 年上期までに 3 万 2,646 円の紙幣償却を終えた結果、未償却残高は 4 万 7,354 円となった。同期末をもって紙幣償却を完了して普通銀行への転換を計画していた同行は、紙幣償却元資積立金 3 万 2,610 円を償却に充て、最終的な未償却残高は 1 万 5,257 円となった。不足額 1 万 5,200 円を日本銀行から借入れ、30 年 6 月 30 日、未償却紙幣相当額を政府に納入することによって同行の紙幣償却はすべて完了した。



大蔵省と第五十二国立銀行の紙幣償却に関する調印書(明治 16 年 7 月)

## 国立銀行の転換

国立銀行の転換は、当初に予想できなかった二つの障害に遭遇した。

一つは、公債価格の騰貴であった。明治 23 年 (1890) 以降、銀価の下落、輸出の増進、正貨の流入を背景とする金融緩慢を反映して、公債価格が騰貴し、買い入れるべき公債証書の価額が当初の計画を大幅に下回った。

もう一つは、明治 19 年 (1886) 10 月の整理公債条例により、高利回りの公債が低利なものへ借り換えられたことであった。当初年 7 分と見込まれていた公債利率が 5 分に低下し、国立銀行紙幣償却元資の利殖に大きな見込み違いをもたらした。

これらの予期しなかった事情により、国立銀行は、営業満期に至っても余剰金が受けられなくなるばかりか、紙幣を償却するために多額の支出を要することとなり、明治 21 年 (1888) 以降、全国の国立銀行は、紙幣償却の延期について善処方を政府に要請した。

明治 27 年 (1894) 4 月、愛媛県の三つの国立銀行も、中国・四国銀行同盟会の名のもとに営業期間の延長を申請したが、29 年に公布された営業満期国立銀行処分法等により、紙幣償却方法が緩和されたことや、日清戦争後の好況で銀行収益が増大したことによって、いずれも営業期間の満期を待たずに普通銀行に転換することができた。

第百四十一国立銀行は 29 年 10 月「株式会社西條銀行」、第二十九国立銀行は 30 年 3 月「株式会社第二十九銀行」、第五十二国立銀行は同 30 年 7 月「株式会社五十二銀行」と、それぞれ転換と同時に行名を変更した。

## 3 景気変動と銀行合同

### 日清戦争と景気変動

日清戦争による巨額の賠償金は、金本位制の確立と外貨導入の道を開いた。

明治 28 年 (1895) 4 月、日清講和条約が締結されると、積極的な金融政策の展開や、金利の低下などから株式市場が活況を呈して、起業熱は空前の盛り上がりを見せた。

しかし明治30年代 (1897-1906) に入ると、財政資金需要の増大から金融逼迫の情勢となり、29年産米の凶作の影響も相まって景気が後退し、33～34年には恐慌を迎えた。

明治 33 年 (1900) 12 月、熊本の第九銀行と熊本貯蓄銀行が支払いを停止し、翌 34 年 1 月には取付が久留米、福岡など九州一円に広がった。同じ頃、横浜蚕糸銀行の破綻が契機となって、関東地方に取付が続出した。3 月には、大阪の北村銀行が破綻し、翌 4 月には香川、京都、名古屋、三重、長崎などに波及して、休業銀行は 50 行に上った。

愛媛県では、大阪の第七十九銀行の破産決定に伴い、同行の伊豫郡中支店が動産を差し押さえられ、中予地域の人心に不安を与えた。

### 日露戦争と銀行合同政策

明治 37 年 (1904) の日露戦争の開戦当初は、大国との戦争に対する懸念もあって、景気は低迷

した。

日露戦争の勝利後、政府による鉄道国有、製鉄所拡張、造船奨励などの産業育成政策と日本銀行の積極的な金融政策を背景として、新しい企業が勃興した。日清戦争後の企業は軽工業が中心であったが、日露戦争後は、綿糸紡績や織物業のほか、ガス、電気、造船、機械、肥料、セメントなどの新興の産業が増加し、わが国の経済は重化学工業発展の道を歩んだ。

しかし、戦後の繁栄は短期間に終わり、明治40年（1907）には早くも反動が現れて新設企業の破綻が相次いだ。株式担保で貸出を行ってきた銀行にも動揺が広がり、40年2月以降、支払いを停止する銀行が増加した。

政府は、明治29年（1896）4月に銀行合併法を公布して、旧商法で規定されていた銀行合併の煩雑な手続きの簡素化を図り、銀行合同を勧奨した。

明治34年（1901）の恐慌で多くの中小銀行が破綻したことから、政府の銀行合同政策はさらに強化された。9月、大蔵省は全国の地方長官に宛てて、銀行新設の制限に言及する通牒を発した。

日露戦争後、産業の大規模化に対応して、銀行の大型化が必要となったことから、政府の銀行合同に関する方針はさらに強まった。明治44年（1911）10月、大蔵大臣は全国の地方長官に通達を発し、地方銀行を合併させることによって銀行基盤の強化を図るべきことを説き、次いで翌45年2月には、合併認可の手続きを簡易にする旨を通達した。

## 変動する愛媛県の銀行界

愛媛県の銀行数は、明治33年（1900）の50行をピークに、翌34年には伊豫商業銀行の解散決議で49行となっていたが、大正2年（1913）には41行となり、8行の減少をみた。設立が3行で、消滅が11行であった。

設立銀行は、明治40年（1907）3月に北条町

（現 松山市）の風早銀行、同年10月に西宇和郡三机村（現 伊方町）の三机銀行、45年2月に南宇和郡御荘村（現 愛南町）の御荘銀行である。

一方、消滅銀行は、明治37年（1904）に御荘の浦和銀行が解散し、翌38年に伊豫農業銀行による八束銀行の買収と常盤銀行の解散、40年に本永井銀行、42年には永長銀行の解散がみられた。43年に郡中銀行が任意解散し、その債権債務を五十二銀行が継承したのに続いて、翌44年には砥部銀行が同じく五十二銀行に買収された。このほか同年に宇和島貯蓄銀行が宇和島銀行に、大正2年（1913）には岩松銀行が第二十九銀行に買収されるとともに、東豫銀行が西條銀行に吸収合併された。

明治39年（1906）には、旧松山藩主久松家が経営する銀行類似会社の栄松社が、債権債務を五十二銀行に譲渡して解散した。また、同年に中川銀行が「實業銀行」、40年に松山興産銀行が「仲田銀行」、44年に八幡濱貯蓄銀行が「愛媛貯蓄銀行」とそれぞれ改称した。

こうして愛媛県の銀行業は、大正2年（1913）末で44（銀行類似会社3社を含む）となった。

## 4 慢性的不況の浸透

## 反動恐慌

不況を脱しないまま大正時代を迎えたわが国の経済は、大正3年（1914）7月に勃発した第一次世界大戦に伴う好況を享受した。

大正4年（1915）春以降、空前の“大戦景気”が訪れ、わが国は慢性的な債務国から一挙に債権国へと変貌した。国内の経済拡大もめざましく、海運、造船、鉄鋼、肥料等を中心とする重化学工

業で、巨富を成すものも現れた。

しかし、“大戦景気”は激しい物価騰貴を伴い、とりわけ米価の暴騰は庶民の生活を圧迫した。大正7年（1918）8月、富山県で発生した“米騒動”は全国各地に波及した。

大正7年（1918）の第一次世界大戦の終結により、活況を呈していたわが国の産業界は一時的な恐慌状態となったが、翌8年4月頃から政府の景気刺激策が奏功し、未曾有の好景気を謳歌した。しかし、一方では参戦国の疲弊による購買力の減退とアメリカの景気後退によって、わが国の海外市場は縮小し、貿易は輸入超過となった。

果たして大正9年（1920）、大戦景気の反動が到来した。3月15日に金詰まりに追い込まれた投機筋が、手持株式の投げ売りに回り東京・大阪の株式市場で株価が大暴落し、各地の株式市場も大混乱に陥った。

こうした反動は金融界をも襲い、銀行に取付が発生した。大正9年（1920）4月～7月までに取付に遭った銀行は、大阪の増田ビルブローカー銀行をはじめ169行に及び、このうち休業を余儀なくされた銀行は21行を数えた。

日本銀行は、朝鮮、台湾、横浜正金などの特殊銀行に対してはコールマネー返済資金と為替資金、一時窮境に陥った銀行に対しては救済資金の融資を実行した。これら一連の救済措置により、大正9年（1920）夏頃には経済界の混乱は鎮静に向かい、翌10年7月以降「中間景気」が現出した。

大正11年（1922）2月に起こった石井定七事件が、中間景気の消滅に決定的な役割を果たした。投機界の有力仕手であった大阪の材木商・石井定七が、米穀投機や株買い占めに失敗して資金繰りに窮した。石井と関係していた銀行は、高知商業銀行のほか、住友、山口、鴻池など三十数行に上り、その融資総額は2,800万円に達していた。

事件を契機に、多くの銀行の放漫貸付が明らかになり、金融は急激に引き締まって経済界の動揺

を一段と強めた。また、大正11年（1922）10月に京都の日本商工銀行が臨時休業を発表したことに端を発した銀行の取付は、京阪地方から九州、中国、北陸、関東にも波及した。

愛媛県においても、反動恐慌の影響は大きく、一部の銀行に取付の発生をみた。増田ビルブローカー銀行の株式を保有していた第二十九銀行の宇和島支店が取付に遭った。また、第二十九銀行の矢野荘三郎取締役の経営する矢野鋳業株式会社が経営不振に陥り、これが（旧）大洲銀行に飛び火して、大正11年（1922）1月に同行、同年夏に第二十九銀行本店、12年1月に今治商業銀行菊間支店が取付に遭い、13年には朝屋銀行が休業した。

## 関東大震災

大正12年（1923）9月1日に発生した関東大震災は、反動恐慌から脱し切れていなかったわが国の経済に致命的な打撃を与えた。東京の大半が破壊焼失し、金融機関は、本店121、支店222が焼失して金融機能が麻痺した。

同日夜に山本権兵衛内閣が成立し、日本銀行総裁の井上準之助が大蔵大臣に就任した。山本内閣は、治安維持令、暴利取締令、支払延期令、臨時物資供給令など、勅令を矢継ぎ早に公布して人心の安定と物資の円滑な供給に努めた。

井上蔵相は、金融政策で非常緊急措置を講じた。支払延期令は、9月1日以前に発生し、同月30日までに支払うべき私法上の金銭債務で、震災地を支払地とするものは、30日間支払いを延期するというものである。これは緊急時の臨時的な非常措置であったことから、9月末日に撤廃された。

次に、支払延期令に代わるものとして、9月27日に震災手形割引損失補償令が公布・施行された。これは、震災前に銀行が割り引いた手形のうち、震災のために決済できなくなったものは、日本銀行が再割引して銀行に救済融資を行うものである。

表1-1-8 震災手形未決済高 (単位:千円)

|            | 震災手形<br>総額 | 未決済高          |               |         |
|------------|------------|---------------|---------------|---------|
|            |            | 大正13年<br>11月末 | 大正14年<br>11月末 | 昭和元年末   |
| 総額(96行)(A) | 430,816    | 275,677       | 233,359       | 206,800 |
| うち台湾銀行(B)  | 115,225    | 104,271       | 101,276       | 100,035 |
| (B)／(A) %  | 26.7       | 37.8          | 43.4          | 48.4    |

(注)未決済高には、当時の日銀割引残高だけでなく、当初、一旦日銀で融通し、その後各銀行手持分となっているものも含む。

出典:『日本金融史資料 明治大正編』第22巻より作成

「震災手形」とは、日本銀行が再割引した手形のこと、大正13年(1924)3月末までの金額は4億3,081万円、救済融資を受けた銀行は96行に達して、政府の予想を上回った。震災手形の決済期限は14年9月末であったが、このなかには不良貸付、放漫経営による不良手形も含まれていたため決済がはかどらず、決済期限は昭和2年(1927)9月末まで延長された。しかし、昭和元年末には、なお2億680万円の未決済の震災手形が残ることとなった。〈表1-1-8〉

### 愛媛県の銀行合同

愛媛県においても、反動恐慌の衝撃は大きく、これを契機として銀行合同が進んだ。

大正9年(1920)3月に五十二銀行が八幡濱銀行を吸収合併して南予地域への進出を果たした。翌10年9月には、八幡濱商業銀行が佐海銀行を合併した。また、12月には伊豫貯蓄銀行が誕生した。

当時、県内には松山貯蓄銀行と愛媛貯蓄銀行があり、さらに普通銀行で貯蓄銀行業務を兼営するものが、今治商業・伊豫周桑・松山商業・伊豫農業・喜多・内子・大洲商業・(旧)大洲・宇和商業・八幡濱商業・第二十九の11行あった。大正10年(1921)4月、貯蓄銀行が特定の普通銀行の資金吸収機関となることを排除する貯蓄銀行法が公布され、県内13行の貯蓄銀行業務の集中統合が図られて、資本金100万円の伊豫貯蓄銀行の創立となったものである。

大正11年(1922)3月、伊豫農業銀行が松山

商業銀行を吸収合併して「愛媛銀行」と改称し、7月には宇和島銀行が宇和島共栄銀行を買収した。8月には、(旧)大洲銀行が大洲商業銀行を吸収合併して、長年にわたる両行間の増資競争に終止符を打った。

大正12年(1923)1月には、卯之町銀行が大分県の大野成業銀行を買収した。五十二銀行は、2月に伊豫勝山銀行を買収し、11月に伊豫周桑銀行を吸収合併、13年8月には朝屋銀行を買収して支店網を拡充した。15年12月には、喜多銀行と(旧)大洲銀行が新立合併して「大洲銀行」となった。

伊豫貯蓄銀行は、毎期の純益金を株主と預金者に分配する相互主義を採用して、大正15年(1926)3月、行名を「伊豫相互貯蓄銀行」と改めた。

## 5 金融恐慌と銀行法

### 吹き荒れた金融恐慌

昭和2年(1927)に勃発した金融恐慌は、わが国金融史上における一大事件であった。

わが国の経済は、第一次世界大戦を通じての好況で飛躍的な発展を遂げたが、その後、大正9年(1920)の反動恐慌と12年の関東大震災によって大きな打撃をこうむった。

経済の建て直しのためには、2億680万円に及ぶ未決済の震災手形を一刻も早く整理する必要があった。政府は、この最終処理を目的として、昭和2年(1927)1月に震災手形損失補償公債法案と震災手形善後処理法案を議会に提出した。この法案の要点は、未決済震災手形のうち支払い不能となったものについて、①1億円を限度として、政府が日本銀行に公債をもって補償する、②残余

の手形は、政府が所持銀行に公債を貸し付け、銀行はこれを資金化して震災手形の整理を行う、というものであった。

ところが、法案の審議中に震災手形の所持銀行名や金額が漏れたことから、緩慢ながら預金の取付が発生した。

こうした状況にあった昭和2年(1927)3月14日の衆議院予算委員会において、片岡直温大蔵大臣が「本日正午頃渡辺銀行が破綻」と失言、翌15日に東京渡辺銀行と同系のあかぢ貯蓄銀行が取付に遭って休業した。19日に中井、22日に左右田・八十四・中沢・村井という京浜地方の有力銀行が破綻し、同日、埼玉の久喜銀行と京都の山城銀行が休業した。

未決済震災手形の最大所持銀行は、台湾銀行であった。保有高は、昭和元年(1926)末で1億3万5千円に達しており、その大部分は放漫経営で噂の高い神戸の鈴木商店関係のものであった。同行は、貸付総額の46%に当たる3億3,271万円を融資しており、その大部分が固定貸であった。

昭和2年(1927)3月26日、台湾銀行は、大蔵省の指令で鈴木商店への新規貸出を停止した。糧道を断たれた鈴木商店は、4月5日に新規取引の中止を発表した。同月8日、鈴木商店が大株主であった神戸の第六十五銀行が取付に遭い、関西財界に動揺をもたらした。

台湾銀行の窮境を救うため、政府は緊急勅令によって日本銀行の特別融資を行わせようとしたが、枢密院本会議は、これを憲法違反として否決した。このため若槻礼次郎内閣は総辞職するところとなり、金融情勢は急速に悪化した。

同2年(1927)4月18日、台湾銀行の内地支店は休業を発表し、国際シンジケート銀行であった大阪の近江銀行も休業となった。その影響が波及し、19日に滋賀の蒲生銀行、大阪の泉陽銀行、広島の大蔵銀行、20日には岡山の西江原銀行、21日には華族銀行として信望を集めていた東京

の第十五銀行が休業に追い込まれた。

銀行に対する信用は失墜して、取付は全国各地に広がり金融界は大混乱に陥った。

### 金融恐慌の終息

昭和2年(1927)4月20日に発足した田中義一内閣は、二つの非常措置を講じた。

一つは、21日間の支払延期令(モラトリアム)の公布であり、もう一つは、政府系金融機関の台湾銀行の救済であった。また、全国の銀行は混乱を鎮静化させるため、4月22日と23日の臨時休業を決めた。

愛媛県の各銀行も4月22日と23日に一斉休業した。休業明けからの預金の支払いは、松山市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡では支払延期令どおりに実施し、その他の地区では100～200円の支払い制限をすることでこの場を切り抜けた。

日本銀行は、4月21日から約20億円の非常貸出を行った。巨額の紙幣印刷が間に合わず、片面印刷の俗に「裏白」といわれた急造200円紙幣を発行して凌いだ。

政府は、5月4日の臨時議会に日本銀行特別融通及び損失補償法案と台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律案を提出し、9日に公布・施行された。前者は、日本銀行が普通銀行に支払準備金の特別融資を行い、政府は5億円を限度に日本銀行の損失を補償するもので、後者は、政府の保証により日本銀行が台湾銀行に2億円の融資を行うというものであった。

この二法の成立で、9日に台湾銀行が営業を再開し、財界や金融界にも安心感が広がって、5月13日の支払延期期限は無事平穩のうちに明けた。ここに政財界を巻き込んだ金融恐慌は、ようやく終息した。

## 今治商業銀行の休業

金融恐慌に先立つ昭和 2 年（1927）1 月、愛媛県下では今治商業銀行の休業がみられた。

同行は、明治 25 年（1892）に今治融通株式会社として創立され、翌 26 年に今治銀行と改め、33 年には（旧）今治商業銀行を吸収合併して、「今治商業銀行」と改称した。設立当時の資本金は 5 万円であったが、業績の進展に伴って逐次増資し、大正 11 年（1922）には資本金 250 万円を誇る県内有力銀行の一つに数えられた。

綿織物業が活況を呈した大正 7～8 年（1918-19）に同行の業績は急速に伸長したが、9 年以降の反動恐慌によって業績は伸び悩んだ。不況の深刻化につれて同行の貸出金の回収ははかどらず、新規の滞り貸も増加して、業績は年を追って悪化した。さらに、役員に対する固定貸が多額であったことから、放漫経営の風評が世上に流れて、預金は流出傾向にあった。

大正 15 年（1926）秋の綿糸の暴落は、綿織物業に対する貸出金の回収を一層困難にした。昭和 2 年（1927）の琴平銀行の休業や、帝国實業貯蓄銀行角野支店長の横領事件などで、銀行不信が取り沙汰されるなか、新居浜小学校の一教員の流言が引き金となって、同年 1 月 14 日、今治商業銀行の新居浜・角野両支店に取付が起き、たちまち本支店に波及して事態は急迫した。

役員は応急資金の調達に奔走したが、必要資金を満たすに足らず、日本銀行広島支店からの借入もできず、万策尽きたのである。1 月 24 日、今治商業銀行は、帳簿整理を名目として 3 週間の臨時休業を発表した。

同行の破綻の原因は、大きく分けて二つあった。一つは外部事情で、反動恐慌以来、主要取引先である綿織物機業の苦境が影響したことである。もう一つは内部事情で、同行の業態の欠陥と貸付の放漫にあった。貸付業務が全般的に規律を欠き、日常



今治商業銀行の休業を報じる（昭和 2 年 1 月 25 日 海南新聞）



銀行の一斉休業を報じる（昭和 2 年 4 月 22 日 海南新聞）

業務のすべてが支配人と副支配人の独断専行に任されて、監督が十分に行われていなかったのである。

昭和 2 年（1927）5 月、金融恐慌の応急措置として日本銀行特別融通及び損失補償法が公布された。これにより、日本銀行から預金支払準備資金を融資する道が開かれて、今治商業銀行もその恩恵に浴することとなった。

同年 6 月、救援要請に応じて日本銀行が今治商業銀行の内部調査を実施したところ、純欠損額



日本銀行からの特別融資を受け取る今治商業銀行(前列右端 丹下辰世、昭和 2 年 8 月)

は 384 万円で自己資本の 385 万円に相当する金額であった。

7 月には、役員に約 450 万円の私財提供を承諾させるとともに、支払準備額を約 720 万円と算定した整理案が完了した。8 月 16 日、同行は、不動産その他を担保として、日本銀行広島支店から 520 万 9,000 円の特別融資を受けた。わが国で最初に実行された日本銀行特別融資であった。

これに住友銀行からの預金の引き出し 70 万円を加えた約 600 万円の資金を得て、営業再開の準備を完了した。

同年 8 月 18 日に至り、今治商業銀行はようやく営業再開の運びとなった。

厳重な警戒のなかで他行に例のない無条件払い戻しを開始した。1 月 24 日に臨時休業を発表して以来、実に 206 日ぶりの開業である。

開店後の経過は順調であった。最初の数日間は払い戻しがやや目立ったが、日本銀行の支援に安心感を抱いた預金者は、払い戻しに殺到することなく、次第に落ち着いてきた。預金の減少は予想外に少なく、営業継続に当初抱いていた不安はほぼ解消された。同年 8 月末には、整理案に基づく欠損金の償却と補填が実行されて、休業前から持ち越されていたコール・マネーも 9 月 3 日までに完済された。年初来、全国的に銀行の休業が相次ぐなかで、今治商業銀行の整理が早期かつ順

調に進展したのは、日本銀行の援助と役員の私財提供に負うところが大きかった。

当時、南支店大井出張所で、取付と休業とを体験した眞木高重（元 伊豫銀行取締役）は、次のように回想している。

休業から開店までの 200 日間、店舗内に籠城して得意先から罵詈雑言を浴びた時の苦悩は、思い出してもこれほど情けないことはなかった。また、一日千秋の思いで「来る何日迄休業延期」の張り紙を繰り返す心境は、到底筆舌に尽くしがたいものがあった。

なお、余談ではあるが、今治市が生んだ世界的な建築家・丹下健三の父・辰世は、当時、今治商業銀行の重役を務めていた。写真の前列右端が、日本銀行の特別融資を今治港棧橋で受け取る丹下辰世である。

## 銀行法と地方的銀行合同

金融恐慌は、長い不況にあえいでいた弱小銀行に打撃を与えて、必然的にこれらを淘汰した。

昭和 2 年（1927）3 月に公布され、翌 3 年 1 月から施行された銀行法は、従来の銀行条例に代わり、銀行合同を急速に具体化させるものであった。同法の眼目は、預金者保護の観点と銀行経営健全化に向けて資本の充実強化を図ったことである。銀行の最低資本金を、東京と大阪に本店を有する銀行は 200 万円、その他は 100 万円と、最低資本金制度を導入した。

最低資本金制度は、無資格銀行をおびたたく発生させた。昭和 3 年（1928）1 月の段階で、普通銀行 1,283 行の 48%に当たる 617 行が無資格銀行となった。政府の狙いは、7 年末までの 5 年間に無資格銀行を整理し、中小銀行の合併による強力な地方銀行の創出にあったのである。

愛媛県では、銀行法の施行により、普通銀行

32 行のうち 16 行の無資格銀行が生じて、銀行合同が図られた。

今出銀行は昭和 8 年（1933）4 月に破産宣告を受け、第二十九銀行は同年 3 月に宇和島銀行を吸収し、その後に豫州銀行となった。大野銀行は 6 年 12 月に五十二銀行に買収され、仲田銀行は 12 年 12 月に五十二銀行と合併して松山五十二銀行となり、三津濱銀行は 13 年 12 月に松山五十二銀行に買収された。愛媛銀行、西條銀行、伊豫三島銀行の 3 行は、3 年 12 月に広島の藝備銀行（現 広島銀行）に吸収合併された。

### 金解禁と経済界の動揺

昭和初期の不況と金融緩和のなかで、再び台頭してきたのが金解禁問題である。

明治 30 年（1897）の貨幣法施行以来、国際金本位制に参加していたわが国は、アメリカの金輸出禁止に対抗して、大正 6 年（1917）9 月に金本位制を離脱した。しかし、わが国をはじめ世界の主要国がとってきた金の輸出禁止は、大戦という非常事態に対処する一時的な措置で、大戦の終結後、アメリカ、ドイツ、イギリス、イタリア、フランスの各国は、金本位制に復帰した。

わが国だけが世界の大勢に立ち遅れる形となり、円に対する投機が激化して為替相場が動揺し、貿易をはじめとする経済活動に悪影響をもたらしていたのである。このため、各方面から金解禁を求める声が高まっていた。

昭和 4 年（1929）7 月に成立した浜口雄幸内閣は、大蔵大臣に井上準之助を据えて、緊縮財政と金解禁を早期に実施する声明を発表した。5 年 1 月 11 日、政府は、金輸出入取締令を廃止する大蔵省令により、金解禁を断行した。

折しも昭和 4 年（1929）10 月 24 日のいわゆる「暗黒の木曜日」にニューヨーク株価の大暴落で幕を開けたアメリカの恐慌は、翌 5 年にはヨーロッパからアジアにも波及して、世界的な大恐慌

に発展した。

金解禁を実施し緊縮財政をとっていたわが国の経済は、世界恐慌によって深刻な打撃をこうむった。貿易の伸長は頭打ちとなり、円為替売却の投機に災いされて正貨の流出が続き、わが国の正貨準備は減少の一途をたどった。

産業界は、輸出の減退と国内購買力の落ち込みによって、生産過剰と価格の低落に悩まされ、倒産する企業が続出して、失業者や労働争議が激発して社会不安を募らせた。

愛媛県の産業界も、金融恐慌とこれに続く世界恐慌のあおりを受けた。製糸業は、昭和 5 年（1930）の糸価の記録的な暴落によって生産額が急激に減少し、翌 6 年には南予地方だけで 30 工場が倒産した。農村の疲弊と捺染緋の攻勢により、伊予絣機業協成会では、一斉休業を断行した。今治の綿織物業は、今治商業銀行の休業で資金繰りが困難となり、賃金の支払いにも窮した。金融界では、5 年 12 月に今出銀行が休業し、内子銀行が減資整理を発表した。

## 6 戦時経済と一県一行主義

### 金本位制の崩壊

金解禁の断行から 1 年半、昭和 6 年（1931）9 月にわが国経済を揺るがす大事件が発生した。

一つは、18 日に勃発した満州事変である。事変の拡大による軍事費の増大は、わが国の歳出規模を急速に膨張させた。もう一つは、21 日にイギリスが金本位制の離脱を声明したことである。株式取引所は大混乱を呈して、立会を停止するに至った。同月中にデンマーク、ノルウェー、スウェーデンなども相次いで金本位制から離脱し

た。わが国の在英資金は回収難に陥り、ポンドの下落によって輸出の不利は増大した。

同年 12 月、犬養毅内閣が成立して、高橋是清が大蔵大臣に就任した。新内閣は、大蔵省令で金輸出を再禁止するとともに、「銀行券の金貨兌換に関する件」と題する緊急勅令を発して金貨の兌換を停止した。こうして金解禁は 2 年足らずで終局を告げ、わが国の金本位制はこの日をもって崩壊した。

金輸出の再禁止で株式・商品相場が暴騰する一方、為替相場は下落を続けた。昭和 6 年（1931）12 月に 100 円対 49 ドル 8 分の 3 の対米為替相場は、翌 7 年 11 月には 100 円対 20 ドルを割るまで暴落した。

### 赤字国債の発行

昭和 7 年（1932）5 月の五・一五事件で犬養首相が暗殺され、斎藤実内閣が発足したが、高橋蔵相は留任した。高橋財政の役割は、満州事変の軍事費を調達しながら、不況を克服して景気を回復させることにあった。

高橋蔵相は、前任の井上準之助の増税・行政整理・非募債主義などの緊縮財政を放棄し、膨張する軍事費や農村・中小商工業救済のための時局匡救費の財源を、増税に求めず国債による借入で賄うという積極財政を行った。昭和 7 年（1932）6 月、昭和 7 年度歳入補填公債法を公布して、2 億円の赤字国債の発行を開始した。

高橋蔵相は、赤字国債を日本銀行に引き受けさせて、日本銀行が、国債を随時に売却するオープン・マーケット・オペレーション方式を採用した。この新しい制度により、インフレの悪化を防止しながら民間経済に刺激を与え、景気浮揚効果を狙ったのである。

また、昭和 7 年（1932）6 月に兌換銀行券条例を改正して、明治 32 年（1899）以来の銀行券発行限度額 1 億 2,000 万円を、一挙に 10 億円に

拡大するとともに、制限外発行に関する大蔵大臣の許可条件を緩和した。

これら一連の措置により、わが国の通貨制度は、金本位制停止と相まって実質的に管理通貨時代に入った。

国債の円滑な消化と国債費の軽減を図り、併せて景気浮揚を促進するために低金利政策が推進された。日本銀行は、公定歩合日歩 1 銭 8 厘（年利 6.57%）を是正するため、昭和 7 年（1932）3 月、6 月、8 月、翌 8 年 7 月と引き下げを行い、同行創設以来の低率である日歩 1 銭（年利 3.65%）となった。これに追随して銀行の市中貸出金利が低下するとともに、大蔵省は国債の券面利率を引き下げた。

### 戦時体制への移行

昭和 8 年（1933）3 月の国際連盟の脱退、9 年 12 月のワシントン軍縮条約の破棄、10 年 12 月のロンドン軍縮会議における各国の対立など、国際的緊張の高まりのなかで、わが国の軍事費は膨張していった。

高橋蔵相は、軍事費の節減と赤字国債の漸減によって健全財政主義への転換を表明した。これが軍部との摩擦を引き起こして、高橋蔵相は昭和 11 年（1936）の二・二六事件で凶弾に倒れた。この事件を契機として、軍部の政治的発言権が強まり、わが国は準戦時体制に舵を切った。

昭和 12 年（1937）7 月の日華事変の勃発により、準戦時体制から戦時体制に移行した。軍事生産力拡充資金の供給が課題となり、金融統制が始まる。同年 9 月に臨時資金調整法と輸出入品等臨時措置法が公布されて、資金と物資の両面から統制が加えられた。13 年 4 月に国家総動員法が公布され、政府は、人的・物的資源のすべてを戦争目的に動員する権限を持つことになった。

### 県内銀行の信用不安

昭和 5 年（1930）12 月、内子銀行は減資整理

を発表したが、その後も業績は改善されなかった。6 年秋から五十二銀行、大洲銀行との間で合併交渉を重ねたが不調に終わり、7 年 3 月 31 日休業するに至った。

昭和 7 年（1932）5 月、大洲地方に預金支払いの猶予を求める信用組合が現れ、その余波で大洲銀行の預金引き出しが増加するなど、信用不安は絶えなかった。五十二銀行は、従前から川崎造船所に対する不良債権が大げさに取り沙汰され、預金の減少はみられたものの大事には至らなかった。経営不振に陥った今出銀行は、8 年 4 月 19 日に破産宣告を受けて解散した。

今治商業銀行は、内子銀行休業の余波と大阪方面に広がった今治機業窮迫の浮説に対処して、昭和 7 年（1932）4 月に預金支払準備資金として日本銀行から 14 万 5,000 円の特別融資を受けた。8 年以降、景気的好転と信用の回復につれて預金も漸増し、特別融資の返済も順調に進んだ。

日本銀行松山支店の開設

昭和 7 年（1932）11 月 1 日、四国初の日本銀行の支店が松山市に開設されて、初代支店長に中山豊が就任した。

愛媛県に日本銀行の支店を誘致しようとする動きは、大正 7 年（1918）の伊豫銀行同盟会総会において、大野悌が提唱したことに始まる。次いで県商工団体連合会で近藤正平が必要性を主張し、

同盟会と連合会が合同で日本銀行と大蔵省に設置の請願書を提出した。

具体的運動は翌大正 8 年（1919）からで、同盟会の村上半太郎、八木春樹、薦田経太郎に連合会の近藤正平が加わって、日本銀行と大蔵省に陳情した。爾来 8 回にわたり陳情が繰り返された。8 回目の陳情は、松山出身の勝田主計蔵相の時で、請願書の内容は、次のとおりである。

我四国ノ地ハ由来交通不便ニシテ人文ノ進  
化ヲ阻害スル嫌ナシトセズ、然レドモ本県ノ  
如キ産業発展ノ程度ニ到リテハ敢テ他ニ遜色  
ナキコトハ県統計ノ示ストコロ、コレヲ四国  
中他ノ三県ニ比較スルモ優ニ第一位ヲ占メ特  
ニ生糸・綿布・製糸等貿易品ノ産額逐年増加  
シ、今治市ハ近ク開港場トナルベク、四国鉄  
道ノ松山市ニ到着スルモ遠キニアラザル状態  
ニアリ、サレド四国ノ地ハ元来本土ヲ離レ、  
風波ノ為メ航路ノ遮断サルルコト屢々ナルヲ  
以テ取引上不便歟カラズ、多年日本銀行ノ支  
店若シクハ出張所ノ設置ヲ望ミ、金融機関ノ  
完備ヲ図ランコトヲ期シ、茲ニ本会総会ノ決  
議ニヨリ請願仕候也

松山支店の開設が決定したのは、昭和 5 年（1930）、浜口内閣の井上準之助蔵相、土方久徴日銀総裁の時で、第 1 回陳情から 11 年目のことであった。

ここに昭和 2 年（1927）4 月の国鉄松山駅の開業と相まって金融・交通の動脈が完成し、愛媛県の金融経済に多大の便益が与えられることとなった。

一県一行主義の進展

昭和 8 年（1933）7 月、政府は、預金者保護を主たる目的とした従来の消極的銀行政策を一擲して、地域内の全金融系統を整備して金融統制を図



日本銀行松山支店の開設を報じる新聞（昭和 7 年 11 月 1 日）

る新しい銀行合同方針を打ち出した。

昭和 11 年（1936）の二・二六事件の発生により、政府の銀行合同政策はさらに強化された。同年 5 月の議会で、馬場鑓一蔵相は「一県一行主義」と呼ばれる金融機関整備方針を表明した。

昭和 12 年（1937）9 月公布の臨時資金調整法による金融統制の開始とともに、銀行合同が本格的に進められることとなった。7 年末の普通銀行数 538 行が 16 年末には 186 行となり、352 行の減少をみた。〈表 1-1-9〉

大規模な地方的合同としては、昭和 11 年（1936）12 月に兵庫県の神戸岡崎・三十八・西宮・高砂・灘商業・五十六・姫路の 7 行が大同団結した神戸銀行の新設である。

愛媛県においては、昭和 8 年（1933）3 月、第二十九銀行が宇和島銀行を吸収合併し、翌 9 年 8 月、第二十九銀行・大洲銀行・八幡濱商業銀行の 3 行が合併して豫州銀行が設立された。従来の銀行合同が、不況による経営難からの起死回生策として進められたのに対し、この 3 行合併は、南予地域の金融圏の支配を目指した点で、当時の銀行合同の質的転換を見いだすことができる。

豫州銀行の新立に対抗する意味で、昭和 9 年（1934）9 月、宇和卯之町銀行は穂積銀行を吸収合併して、東宇和郡一帯の金融を支配するに至った。

豫州銀行は、さらに昭和 12 年（1937）3 月、内子銀行を買収し、翌 13 年 2 月には、東宇和郡を支配して同行に対抗しつつあった宇和卯之町銀行を吸収合併して、南予地域の中心銀行を形成するに至った。

中予地域では、昭和 12 年（1937）3 月、勸農合併により愛媛県農工銀行が日本勸業銀行に合併されたのに続いて、12 月、五十二銀行と仲田銀行が合併し、松山五十二銀行が設立された。松山五十二銀行では、新立時、五十二銀行頭取の石原操と仲田銀行頭取の仲田傳之助がともに顧問に就任し、頭取は置かれなかった。合議制で銀行を運営する変則的な状況がほぼ 2 年間続き、その間の 13 年 12 月に三津濱銀行を買収した。15 年 1 月に至り、日本銀行参事の平山徳雄が、松山五十二銀行の招聘を受けて頭取に就任した。

松山五十二銀行は、昭和 16 年（1941）2 月に（旧）伊豫銀行、5 月に久万銀行を買収して、中予地域の中心銀行を形成するに至った。

これにより、豫州銀行、松山五十二銀行と、明治 33 年（1900）以来単独で東予地域の中心銀行であった今治商業銀行の 3 行が、南・中・東予の 3 地域を営業基盤として、県内金融を支配する体制ができ上がった。

しかし、その後も愛媛県全域を基盤とする新し

表1-1-9 普通銀行数の推移 (昭和7年末 538行)

| 年次          | 減少           |     |     |     |     | 増加 | 増減(△) | 年末<br>銀行数 |
|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|----|-------|-----------|
|             | 廃業・解<br>散・破産 | 合同  |     |     | 合計  | 新設 |       |           |
|             |              | 合併  | 買収  | 小計  |     |    |       |           |
| 昭和 8        | 13           | 8   | 3   | 11  | 24  | 2  | △ 22  | 516       |
| 9           | 18           | 15  | 3   | 18  | 36  | 4  | △ 32  | 484       |
| 10          | 7            | 5   | 8   | 13  | 20  | 2  | △ 18  | 466       |
| 11          | 24           | 14  | 7   | 21  | 45  | 3  | △ 42  | 424       |
| 12          | 12           | 10  | 29  | 39  | 51  | 4  | △ 47  | 377       |
| 13          | 4            | 13  | 16  | 29  | 33  | 2  | △ 31  | 346       |
| 14          | 5            | 7   | 18  | 25  | 30  | 2  | △ 28  | 318       |
| 15          | 1            | 21  | 14  | 35  | 36  | 4  | △ 32  | 286       |
| 16          | 3            | 61  | 47  | 108 | 111 | 11 | △ 100 | 186       |
| 昭和8<br>～16年 | 87           | 154 | 145 | 299 | 386 | 34 | △ 352 |           |

出典：大蔵省『銀行局年報』

い銀行の成立が促され、昭和 16 年（1941）9 月の伊豫合同銀行の誕生によって、かつて馬場蔵相が提唱した普通銀行の「一県一行」体制の成立をみることになるのである。

## 伊達宗城

—— 第二十九国立銀行を設立した第8代宇和島藩主 ——

当行の歴史は、明治11年（1878）に第二十九国立銀行の創業で幕を開けた。

銀行の設立を命じたのは、旧宇和島藩主で大蔵卿（現 財務大臣・金融担当大臣）を歴任した伊達宗城<sup>むねなり</sup>である。財政・金融感覚の鋭い宗城は、早くから銀行の必要性を認識していた。明治10年（1877）に東京で第二十国立銀行を設立し、次は旧宇和島藩領に銀行を設立することによって、殖産興業を企図したものと思われる。

宗城は、天保15年（1844）に第8代宇和島藩主に就任した。動乱期にふさわしい若くて進取の気性に富んだ藩主の登場である。天資英明の宗城は、まず藩財政の再建に取り組んだ。

宇和島藩も財政の窮迫を脱することが出来ず、寛政から享和、文化、文政を経て天保に至る迄は最も此の問題に悩まされたのである。宗城公が夙に佐藤信淵<sup>のぶひろ</sup>の学に親しまれたのは一藩財政の興隆のヒントを掴みたいとの希望に外ならなかった。

（兵頭賢一『伊達宗城公傳』）

英邁な宗城は、江戸後期の経世家・佐藤信淵の「富国勸農」の思想を学んだ。御殿内で水稻や麦



の試作を行うとともに、二宮敬作の薬草園の支援、物産方役所の創設、銅や石炭の埋蔵調査、製紙、製蠟、水産物の増殖、寒天の製造、人参の栽培、植林など、産業振興に意を用いた。

文武教育の徹底はもとより、時代の先鞭者たるべく知識を広く世界に求めて、蘭英の学術を勧め、わけでも高野長英や村田蔵六（大村益次郎）を招聘して、砲台の築造や軍制改革に努めた。さらには前原巧山に命じて「伊達の黒船」（蒸気船）を独力で完成させるに至った。

幕末、天下の志士がひとしく、「四賢候」とよんでその指導力に期待したのは、薩摩の島津齐彬、土佐の山内容堂、越前の松平春嶽に伊予宇和島の伊達宗城であった。

（司馬遼太郎『伊達の黒船』）

維新直後の川之石浦は、「汽船・人力車・馬車ナドノ設備ハナク、電信ハ勿論新聞モ来テオラズ」という田舎でありながら、伊達家に9,000両の御用金を納めるほど富家の多い土地であり、蠟座の資金が潤沢であった。こうして銀行設立の地として、川之石浦が選ばれたのである。

当行は、宗城の縁から渋沢栄一と繋がる。明治2年（1869）に大蔵省に出仕した栄一を引き立てたのが、大蔵卿の宗城であった。



宇和島市立伊達博物館前にある伊達宗城の像